

引上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障施策に要する経費 (令和6年度決算見込み)

社会保障施策に要する経費に充てる引上げ分の地方消費税額 75,333百万円

1. 社会保障施策の充実(57,389百万円)

(単位:百万円)

事項名	経費	財源内訳				
		特定財源		一般財源		
		国庫支出金	諸収入	引上げ分の地方消費税	その他	
子・子育て	子ども・子育て支援給付費	41,637	0	0	36,059	5,578
	地域子ども・子育て支援事業費	6,085	0	0	4,231	1,854
	児童保護措置費	6,482	3,368	23	533	2,558
高の無償化	県設立公立大学法人授業料等減免事業費	160	0	0	160	0
	私立専門学校授業料等減免事業費	3,080	1,540	0	1,540	0
医療・介護	後期高齢者医療負担金	88,512	0	0	987	87,525
	国民健康保険助成費	48,117	0	0	3,800	44,317
	難病等対策費	5,775	2,968	0	2,807	0
	地域医療総合確保事業費	4,219	2,813	0	1,406	0
	介護給付費負担金	66,118	0	0	4,550	61,568
	介護保険地域支援事業交付金	4,347	0	0	541	3,806
	地域介護総合確保事業費	2,265	1,510	0	755	0
	診療報酬の充実	26,889	5,322	2	20	21,545
合計	303,686	17,521	25	57,389	228,751	

※ 診療報酬の充実分については、「後期高齢者医療負担金」、「国民健康保険助成費」及び「難病等対策費」は、各々の項目に計上。診療報酬の改定分のみ事項は、「診療報酬の充実」に計上。

2. 社会保障施策の充実以外の使途(17,944百万円)

- 社会保障の安定化分として、既存の社会保障施策に要する経費に充当。